

(科目名) 9. 図書館利用に障害のある人々へのサービス

前田章夫 (日本図書館協会障害者サービス委員会)

はじめに

■ 「障害者」という表記について

「障害者」「障がい者」「障害者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使われている。

※ どのような表記を使用する場合でも、①特定の表記を強制しない、②発言には自覚と責任を持って使用するというのが、現在の障害者団体間の合意事項

⇒「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味で、「障害者」を使用する。

■ 障害者への資料・情報の提供の意味

[1] 図書館における障害者への資料・情報の提供(障害者サービス)は<人権保障(読書権の保障)>として誕生し、今も取り組まれている。

[2] 図書館は、障害者への人権保障を図書館資料や情報の処理・提供の面からサポートするための「社会的システム」の一つと考えられる。 <社会的リハビリテーション機能>

1. 「障害者サービス実態調査」から見る障害者サービスの今

障害者サービス実施館(2010調査)

設置母体	回答館数	実施館数	実施率
都道府県立	53	49	92.5%
政令市図書館	251	211	84.1%
市区立図書館	1,554	1,016	65.4%
町村立図書館	401	222	55.4%
私立図書館	13	5	38.5%
計	2,272	1,503	66.2%

障害者サービス実施公共図書館数の変遷

調査年	回答館数	実施館	実施率(%)
1976年	1,050	270	25.7%
1981年	1,362	517	38.0%
1989年(*1)	894	483	54.0%
1998年	2,326	1,146	49.3%
2005年	2,843	1,598	56.2%
2010年(*2)	2,272	1,503	66.2%

*1:1989年は自治体数、他は図書館数

*2:国立国会図書館調査、他はJLA障害者サービス委員会調査

障害者サービス利用者〇[ゼロ]の図書館数

	実施館	利用者〇の館	割合
対面朗読サービス	591	221	37.4%
図書・AVの郵送貸出	432	141	32.6%
録音・点字の郵送貸出	479	115	24.0%
自宅配本サービス	353	64	18.1%

31

主要項目の変遷

調査年	対面朗読	自宅配本	郵送貸出	録音製作
1976年	10	25	34	24
1981年	85	88	165	102
1989年	133	178	393	140
1998年	487	421	587	162
2005年	—	—	—	165
2010年	591	353	479	148

32

	回答館数	回答割合	対面朗読	回答割合
視覚障害者	353	24.8%	278	47.0%
聴覚障害者	86	5.7%	4	0.7%
肢体不自由者	208	13.8%	7	1.2%
内部障害者	41	2.7%	0	0.0%
知的障害者	74	4.9%	2	0.3%
精神障害者	32	2.1%	1	0.2%
学習障害者	13	0.9%	0	0.0%
入院患者	11	0.7%	2	0.3%
施設入所者	60	4.0%	6	1.0%
在宅療養者	22	1.5%	2	0.3%
高齢者	103	6.9%	5	0.8%
被収容者	0	0.0%	0	0.0%
その他	51	3.4%	0	0.0%

担当職員がいる館と専任職員数

調査年	担当職員がいる館	専任職員数
1976年	34 館	24 人
1981年	165 館	102 人
1989年	393 館	140 人
1998年	587 館	162 人
2005年	— 館	165 人
2010年	479 館	148 人

33

2. 『障害者』とは

2-1 「障害者」という言葉が指し示すもの

Q1： 744万 対 5,120万

Q2： 31万 対 752万

<参考>人口に占める障害者比率
(20-64歳人口)

スウェーデン	20.5%
ポルトガル	19.0%
オランダ	18.8%
デンマーク	18.5%
イギリス	18.2%
ドイツ	18.0%
日本	%
韓国	%

2-2 障害者の人口比率の低さの背景にあるもの

- ① 「障害者」は社会から隠された存在だった。
- ② 「障害者」と係わった経験をもつ人が少ない。
- ③ 特別な人には、特別な対策を取れば良い。
- ④ 日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない。

2-3 「障害(者)」の3つのレベル

- ◎ 1980年 WHO(世界保健機関)「国際障害分類」採択し、障害を理解するための3つのレベルの明確化・使い分けを勧告

<3つの障害レベル>

「Impairment」<機能障害>：医学的な意味の障害

「Disability」<機能不全/能力障害>：医学的損傷により知覚・運動機能等がうまく機能しないという意味の障害

「Handicap」<社会的不利>：機能不全のために、社会生活を送る上で不利益を被るという意味の障害

- ◎ 2001年 WHOが「国際障害分類」を改訂し、「国際生活機能分類」を採択。

「disability」<機能不全/能力障害> → 「activity」<活動>

「handicap」<社会的不利> → 「participation」<参加>

- ◆ 「障害者」を「身体の不自由な人」のように個人に起因すると考えるのではなく、環境との関連の中で認識しなければならない。

すなわち、環境の未整備により「活動が制限されている人」「参加が制約されている人」として理解しなければならない。

2-4 「障害者」の定義の変化

- ★ 「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に(旧：長期にわたり)日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」(障害者基本法第2条：1993年)

↓

★「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」（「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年）

★1. 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2. 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障害者基本法第2条：2011年）

2-5 日本における「障害者」とは

◎ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して、認定された人のみが「障害者」として認められ、各種の公的援助が受けられる。

◎ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益があっても、法律に規定されず、法律に規定されていても認定されないと「障害者」とは認められない

◎ 744万人の「認定障害者」には、発達障害者、学習障害者、高次脳機能障害者、難病患者などの大半は含まれていない。 知的障害者／精神障害者の大半も含まれていない。

⇒ 世の中には、統計に表れた数字以上に多くの「障害者」がいる。

※ 図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない！

3. 「障害者」への図書館サービスの歩み

※「障害者」への図書館サービスの歩みは、基本的人権獲得の歴史であり、図書館が「障害者」を知り、支援しようと努力してきた歴史でもある。

3-1 図書館と障害者（盲人）との出会い

◆ 日本における「盲人」に対する図書館サービスは、欧米諸国に劣らない歴史をもっている。

◎1880(明治13)年：スコットランドの宣教医フォールズによる「盲人用図書室」〈凸字図書〉

☆ 1890(明治23)年：石川倉次が「6点式カナ点字」考案

☆ 1901(明治34)年：日本点字が官報に告示される。

★ 1868(明治元)年：ボストン市立図書館に点字部が設置される。

★ 1897(明治30)年：議会図書館に盲人読書室が設置される。

3-2 公共図書館でのサービスのはじまり

◎1915(大正5)年 東京市本郷図書館に点字文庫開設

新潟県立(1919) 石川県立(1927) 徳島県立(1928) 鹿児島県立(1929)

長野県立(1929) 名古屋市立鶴舞(1929)・・・

⇒ 全国的拡大し、昭和初期には全国各地の図書館に点字文庫や盲人閲覧室が設置された。

↓

しかし、欧米諸国のようには発展できなかった。

3-3 身体障害者福祉法の衝撃

- ◇ 1949年12月「身体障害者福祉法」公布。
これにより「盲人」は公共図書館から排除された。〈図書館法公布 1950年〉
- ◇ 更生援護施設のひとつとして「点字図書館」を規定。
⇒ 公共図書館に設置された「点字文庫」「盲人閲覧室」は一気に公共図書館から分離された。
- ※ 点字図書館の〈図書館〉としての発展が止まってしまった！
& 「盲人」には「点字図書館がある」として公共図書館がサービスを止める理由に。

3-4 公共図書館の発展と「障害者」

- ◇ 日本の公共図書館は1960年代後半から急激に変化した。
 - * 1963(昭和38)年『中小都市における公共図書館の運営(中小レポート)』刊行
 - * 1970(昭和45)年『市民の図書館』刊行
- ◇ しかし、「すべての人に、すべての本を」といったスローガンに「障害者」は含まれていなかった。
- ※ 当時の図書館(員)に「障害者」の存在が見えていなかった。

3-5 学生たちの自助努力とSL

- ◎ 視障学生たちは勉学のためのテキスト類の点訳や音訳を厚生省や点字図書館に求めた。
しかし「文部省管轄の図書館のやることで点字図書館の仕事ではない」として拒否された。
- ◎ 「スチューデント・ライブラリー」(盲学生図書館SL)の結成(1967)
 - ◇ 1967年、卒業生たちが使用した点訳テキストなどを集めて、英国のSLに習って設立。

3-6 公共図書館の発見、障害者の発見

- ◇ 同僚学生が公共図書館や国会図書館を利用していることを知り、自分たちも利用させて欲しいと1968-9年に東京都立日比谷図書館や国立国会図書館を訪問し、門戸開放を要求
 - 国会図書館は受入拒否。しかし日比谷図書館は館長の英断により事務室の片隅での朗読からサービスを開始
- ※ 視覚障害者にとっては「(公共)図書館の発見」、
(公共)図書館員にとっては「障害者の発見」&「図書館の再発見」

3-7 「視覚障害者読書権保障協議会(視読協)」

- ◎ 公共図書館の門戸開放運動をした学生・市民たちが中心となり1970年6月に結成
 - * 1971年の全国図書館大会(岐阜)で、〈権利としての読書(読書権)の保障、公的保障としての図書館サービス〉を参加者にアピール。
- ◎ 視読協の最大の功績は、〈与えられる読書〉が当たり前であった視覚障害者に、〈選ぶ読書〉というものの存在を知らしめ、実現させたことである。
- ◎ 「視読協アピール」のポイント
「読むこと」=情報を得ること、「書くこと」=情報を発信できること
視覚障害者にとって、読み書きの保障は基本的人権の保障である。福祉の恩恵としてではなく、権利の保障として、教育行政において、公共図書館で保障すべきである。

4. 『図書館利用上の障害』とは

4-1 「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

◎ 「図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの、多様な資料、多様なサービス手段、多様なコミュニケーション手段、施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館利用に際して障害を受けている人々へのサービス」

◎ 図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおすことができる。つまり、

※ 障害者サービスの目標は、この図書館側が負っている「障害」を取り除いていくことにある。

※ 障害は「障害者」にあるのではなく、図書館にこそある。

4-2 図書館利用上の4つの「障害」〈図書館が作り出しているバリア〉

4-2-1 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

- ◇ 図書館の入口や館内に階段や段差がある。
- ◇ 書架の間隔が狭くて、車イスでは入れない。
- ◇ 書架が高くて、上段の本が取れない。（書架の下段の本が取れない）
- ◇ 照明が暗くて、字が読めない。（照明が明るすぎて字が読めない）
- ◇ 掲示板やポスターの字が小さくて読めない。（ポスターの赤い字や緑の字が見えない）
- ◇ タッチ式のOPACのボタンが押せない。

4-2-2 資料をそのままでは利用できないというバリア

- ◇ 目が見えないので、墨字の本が読めない
- ◇ 活字が小さいので本が読めない
- ◇ 本に光が反射し眩しくて読めない
- ◇ 漢字がわからない
- ◇ ビデオの音が聞こえない

4-2-3 コミュニケーションのバリア

- ◇ 視覚障害者から点字の文書が届いたが、点字が読める職員がいない。
- ◇ 聴覚障害の利用者がカウンターにやってきたが、手話ができないので対話ができない。
- ◇ 言語障害の利用者がやってきたけれど、何を言っているのか聞き取れない。
- ◇ 外国人の旅行者がやってきたけれど、外国語ができないので対話ができない。

4-2-4 心理的な圧迫というバリア

- ◇ 図書館の建物が入るのを拒否するような雰囲気醸し出している
- ◇ 職員が自分を無視している。睨みつけられた。
- ◇ 不審者に間違われて詰問された。

◆ このような個々の利用者が抱えるバリアを早く認識し、不備を改善して、一人一人の図書館利用を保障する取り組みが障害者サービス。

5. 人権保障機関としての図書館

5-1 障害者の意識変革と権利条約

◆1981年 国際障害者年「完全参加と平等」

◆1990年 アメリカ障害者法(ADA)

◇ADA：障害者の権利保障を前面に打ち出し「障害者の公民権法」と呼ばれている。

* ＜障害者の自立＞への意識改革を世界各地に生み出した。

* 日本でも積極的に街に出たり、海外の障害者と交流することにより、大きな意識変革をもたらした。

※ 障害当事者の意識の変革に、健常者の意識がついていけない。

5-2 障害者の権利に関する条約

◎ 障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする
国際的原則 ＜「世界人権宣言」に準ずる障害者の人権宣言＞

2006年12月 国連総会採択、＜2007年5月3日 条約発効＞

◇ 法制度、社会制度など、あらゆる分野での障害者の参加を阻害する要因の除去を国として約束する。

◆ 日本におでも条約の批准に向けての検討が続いている。

5-3 障害者権利条約の考え方の要点

① 「合理的配慮」により、障害者に実質的な平等を保障するという考え方。

② 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも結果的に不平等になることは差別であるとする考え方。

③ 障害（者）を特定せずに、社会参加ということを社会環境との関係で考える広い考え方。

④ 障害のない人と同じように建物や交通機関の利用が可能かどうか、情報やコミュニケーションサービスを得ることができるかどうかという「アクセシビリティ accessibility」を重視する考え方。

5-4 日本における障害者権利条約の批准

◎ 日本政府は2007年9月に条約への調印は済ませたが、まだ国内法の整備等が完了していないために批准できていないが、批准に向けての準備は整っている。

☆ 「障害者基本法」の制定＜2011年8月5日公布＞

☆ 「障害者総合支援法」の制定＜「障害者自立支援法」の全面改定、2012年6月公布＞

☆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定＜2013年6月公布＞

5-5 障害者権利条約と図書館

◎ 障害者権利条約を図書館に活かすための取り組みが求められる。

＜社会的リハビリテーション機関としての図書館＞

◎ 公共図書館の基本機能を生かした人権保障

公共図書館の基本機能（＝資料・情報の収集・整理・提供）は、障害者に対しても同じ！

但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。

※ 障害者が必要とする資料・情報を、その人が活用できる形で提供する。

① 施設・設備・運営ソフトを見直す。② 障害の種類、程度による対応の違いを見直す。

③ 障害者の企画・運営への参加を図る。

5-6 「障害者サービス」の今

◎ 現在の公共図書館は、身体障害者の一部の人に対応しているのみ。

※ 図書館は、不作為による「人権侵害」という大きな課題を抱えた状態にある。

【参考：障害者権利条約の基本的考え方】

★ 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも結果的に不平等になることは差別である。

◎ 多くの図書館(員)は、障害者のこと、障害者の置かれている状況を知らないのではないか。

◇ 「利用者を知り」、「資料を知り」、「利用者と資料を結びつける」という図書館員としての基本が、障害者サービスにおいては未成熟。

6. 利用者を知る ～多様な障害者を知る～

◇ これまでは、肢体障害、視覚障害、聴覚障害などの一部の「障害者」についての知識しかなかったのでは？

◇ 知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病患者、盲ろう重複障害などの障害者については、図書館サービスの対象者とは見ていなかった？

◇ 「視覚障害」や「聴覚障害」などについても、誤解や表面的な知識しかなかったのでは？

6-1 利用者を知る：「視覚障害(者)」とは

◎ 「視覚障害」は、視力や視野の障害だけではない。

◇ **視力障害**：メガネなどで矯正しても、視力がある一定以上はでない状態。

◇ **視野障害**：目の見える範囲が狭い(狭窄)、両端が欠けたり、上下が欠けたり(半盲)、中心部が欠けたり(暗点)する状態

◇ **色覚障害**：特定波長の色が認識できなかつたり、特定の色が別の色に見える状態のこと。

◇ **光覚障害**：夜になると見えなくなったり(夜盲症)、逆に明るいと見えなくなる(羞明[シユメイ])、また明暗の順応が遅い明暗順応障害もある。

◇ **眼振障害**：眼球が本人の意志に関わりなく、不随意震動する障害。焦点が定められない。

6-2 「視覚障害者」の障害(社会的不利)

◎ 視覚障害者が抱える日常生活や図書館利用上の不便・不都合の例

* 文字(墨字)が読めない、読みにくい。

* 人の顔が判別できない、判別しにくい。

* 方角・方向・距離がわからない、わかりにくい。

* ものの置き場・形がわからない、わかりにくい。

* 色が判別できない。

* 暗いと見えない。明るすぎると見えない。

etc.

6-3 「視覚障害（者）」をめぐる誤解

◇ 同じ「視覚障害」であっても、その人の抱えている障害の種類・程度によって、提供する資料も、提供方法も異なってくる。また無用の誤解によってサービスが妨げられている。

◆ 「視覚障害者」をめぐる誤解の例

- ① 視覚障害者はみんな「点字」ができる。
- ② 視覚障害者へのサービスは、点字図書館に任せれば良い。

[参考] 視覚障害者と点字

◎ **視覚障害者＝点字使用者ではない！** 点字が使えるのは視覚障害者の約10%

★視覚障害者全体の点字習得数

点字ができる	32,000人 (10.6%)	点字ができない	229,000人 (76.1%)
回答なし	40,000人 (13.3%)		

★うち1級2級の重度障害者数 (179000人)

点字ができる	31,000人 (17.3%)	点字ができない	133,000人 (74.3%)
回答なし	15,000人 (8.4%)		

[参考] 点字図書館とは

◎ 点字図書館（＝視覚障害者情報提供施設）に対する大きな誤解

- ◇ 「図書館」という名称はついているが、資料の保存や貸出を主とする図書館ではなく、あくまでも福祉施設（更正援護施設）である。
- ◇ 点字・録音資料の貸出以外にも、視覚障害者用具の販売やレクリエーションの企画・支援などを主たる業務とする福祉施設である。
- ◇ 点字図書館の主たるサービス対象者は、重度の視覚障害者である。（視覚障害者の8割を占める弱視者や子どもは対象とはしていない。）

6-4 「聴覚障害（者）」とは

◎ 「聴覚障害」とは、何らかの原因により音が聞こえない、聞こえにくいために、日常生活や就労などの場で、不自由を強いられる障害のこと。「ろう」「難聴」「中途失聴」に大別

◎ 聴覚障害の種類

- ◇ 伝音性難聴：外耳・中耳の障害による難聴。音が伝わりにくい障害。補聴器などにより改善可能
- ◇ 感音性難聴：内耳、聴神経、脳の障害による難聴。音が歪んだり響いたりして、言葉が明確に聞こえない。（老人性難聴も多くは感音性難聴の一種）
- ◇ 混合性難聴：伝音性難聴と感音性難聴の両方の原因をもつ難聴。

6-5 利用者を知る② — 聴覚障害の誤解を解く

◆ 聴覚障害者が抱える社会的障害の例

- * 障害のあることが一見してもわからない。
- * 知りたいことが聞けない。〈特に発語障害を持つ人〉
- * 放送や呼びかけにも気づかない。音によって周囲の状況を把握・判断できない。
- * コミュニケーションの方法が理解してもらえない。
- * 漢字や日本語の構文がわからない。

<参考> 「聴覚障害者」の聞こえの程度

聴力	実際の間こえ具合	聞こえの程度	難聴程度
0dB	健聴者が聴き取れる最小の音		正常 (健聴)
20dB		会話が聞き取りにくい 聞き間違えることある	
30dB			軽度難聴
40dB	静かな会話	普通の話し声がやっと聞き取れる	
50dB			中度難聴
60dB	普通の話し声	大声で話せばなんとか聞き取れる	
70dB			高度難聴
80dB	大きな声の会話	電車がホームに入る音が感じられる程度	
90dB	怒鳴り声・叫び声		
100dB	耳元での叫び声		ろう
120dB	近くのサイレン	飛行機の爆音を感じられる程度	

6-6 「聴覚障害(者)」をめぐる誤解

- ◆ 「聴覚障害」の人も多くの誤解の中で、図書館や社会の無理解に苦しんでいる。
 - ◇ 聴覚障害者はみんな「手話」ができる。
 - ◇ 手話ができなくても、唇の動きを読むことができるのでコミュニケーションに不自由はない。
 - ◇ 難聴者は、「補聴器」を付ければよく聞こえる。
 - ◇ 聴覚障害者は目が見えるから、文字の読み書きに不自由はない。

[参考] 聴覚障害者と手話

◎ **聴覚障害者≠手話ではない!** <手話が使えるのは聴覚障害者の約14%>

★聴覚障害者全体の手話習得数

手話ができる 43,000人 (14.1%) 手話ができない 209,000人 (68.8%)
 回答なし 52,000人 (17.1%)

★うち1級2級の重度障害者数 (94,000人)

手話ができる 35,000人 (37.6%) 手話ができない 47,000人 (50.5%)
 回答なし 11,000人 (11.8%)

[参考] 手話の種類

◎ 手話は一つではない!

手話には、ろう者が主に使う「日本手話」と、難聴者が主に使う「(日本語)対应手話」がある。

[日本手話] 日本語とは異なる独自の文法と構文をもった言語。非手指動作(表情や頭部の動き、口型など)が重要な意味を持つ。

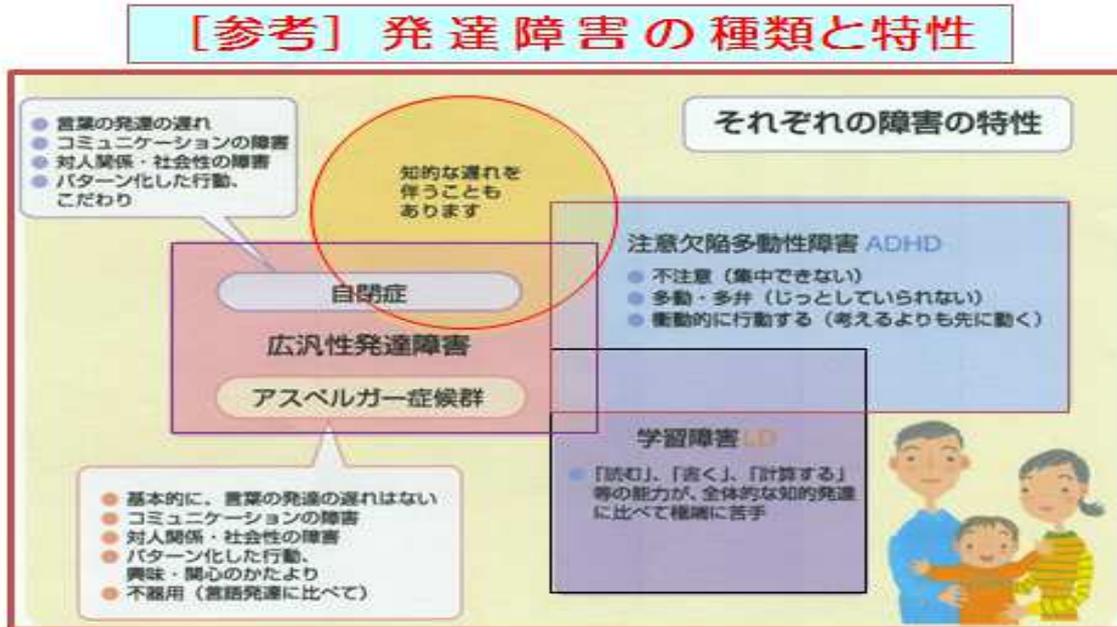
[対应手話] 日本語と手話とをほぼ一対一に対応させたもの。基本文法が日本語のため、非手指動作はほとんど使われない

6-7 「発達障害(者)」とは

◎ 定義 「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」

(発達障害者支援法)

◆ 発達障害に関する研究は始まったばかりで、発達障害の範囲も未確定。従って、対象となる発達障害者数も確定されていない。(人口の6~10%?)



6-8 ディスレクシア(Dyslexia)とは

◎ ディスレクシア

学習障害の一種で、失読症、難読症、識字障害、読字障害ともいう。知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害である。最新の研究では、一般の人と、脳での情報処理の仕方が異なることが明らかになってきている。

【ディスレクシアの著名人】 <作家> アガサ=クリスティ、<映画関係> トム=クルーズ、S.スピルバーグ(監督)、<科学者> トーマス・エジソン、アインシュタイン、<政治家> J. F. ケネディ、ウインストン=チャーチル

◎ ディスレクシアには様々な症例がある。例えば2つの文字の違いが分からない、文字や単語の理解まで非常に時間がかかる、読むことはできるが書くことはできない、文字の並びが歪んで見える、文字自体が二重に見える、目から入った情報が記憶に残らない。

6-9 ディスレクシアと図書館

◇ 落ち着いて、自分のペースで読書できる環境を整備する。

* 一人一人の障害の状況に合わせて提供する資料を選ぶなど、柔軟な対応が必要。

* 特に、マルチメディアDAISYの有効性を理解すること。

* マルチメディアDAISYの他、音声資料や拡大文字資料など、多様な資料の可能性を追求する。

6-10 知的障害者とは

◎ 知的障害とは、① 知的機能に制約があり、② 適応行動に制約を伴い、③ 発達期に生じる障害であること、という3点で定義されるが、一般的には金銭管理・読み書き・計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があることを指す。

知能指数（IQ）で 70 以下とすることが多い。通常、事故の後遺症や痴呆といった発達期以後の知能の低下は知的障害としては扱われない。

※ 知的障害者も本が好き。本や雑誌を読む。

6-11 知的障害者の読書における問題

- ☆ 文字が読めない人が多い
- ☆ 読めても内容の理解が難しい人が多い
- ☆ 今あることや経験したこと以外について、想像したり考えることが難しい人が多い
- ☆ 集中時間が短い傾向がある
- ☆ 興味が拡がりにくい
- ☆ 加齢にともなって、生活年齢と発達年齢の差が開いていく etc.

7. 資料を知る — さまざまな「障害者」に利用してもらえる資料とは

◎ これまでの障害者サービスで提供してきた資料

- ◇ 点字(訳)図書：(重度の)視覚障害者
- ◇ 録音(テープ)図書：視覚障害者
- ◇ 拡大写本、大活字本：視覚障害者(弱視者)
- ◇ 手話(字幕)付きビデオ：聴覚障害者
- ◇ 触る絵本・布の絵本：視覚障害児、知的障害児
- ◇ 点訳絵本：視覚障害児(者)

※ 資料と利用者を無意識のうちに固定的に結びつけていたのではないか？

7-1 障害特性にあわせた資料

◎ 障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用。

理念は「One Source Multi Use」

- ★ 障害別に資料があるのではなく、その人の障害にあう資料を横断的に見つけ出し。活用していくことが求められる。

7-2 DAISYとは？

◎ DAISY(デイジー)：普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのアクセシブルな情報システム
Digital Audio-based Information System

⇒ Digital Accessible Information System

※ DAISY という媒体があるわけではない。データ圧縮方式のひとつ

- ◆ 視覚障害者だけでなく、印刷物を読むのが困難な人々（print disability 読字障害者）のために製作されるデジタル録音図書の国際標準規格として作られたが、今ではマルチメディア対応の情報システムに進化している。〈すべての仕様が公開〉

7-3 DAISYの種類

- ① 音声 DAISY(音声のみ)：日本の視覚障害者が利用している図書の多くがこの種類（カセットテープ方式の代替）
- ② テキスト DAISY(テキストのみ)：構造化されたテキスト(DAISY フォーマット)による DAISY。図書。合成音声などを利用して DAISY 図書を再生する。MSワードで作成も可能
- ③ マルチメディア DAISY(音声・テキスト・画像等)：構造と完全なテキストのある DAISY 図書。音声とテキスト(画像等)がシンクロ(同期)している。

7-4 知的障害者等のためのLLブック（やさしく読める本）

- ◎ LLは、スウェーデン語のLättlästの略、LLブックは「やさしく読める本」という意味。
- ◎ 知的障害などにより読書が困難な人たちが読書を楽しみ必要な情報を得ることができるための本。
- ◎ 生活年齢に応じた内容がわかりやすく書かれた本

7-5 LLブックの種類

- ◇ LL Book には決まった形態はない。知的障害者や自閉症者などが利用出来る資料はすべて含まれる。
 - * マルチメディア Daisy、
 - * さわる絵本、点字絵本、手話つき絵本、
 - * ピクトグラム絵本
 - * 拡大文字／白黒反転本、
 - * 手話付きビデオ など

7-6 LLブックと図書館の役割

- ☆ LLブックコーナーの設置（一般書も含めて）
- ☆ LLブックの購入
- ☆ 知的障害や自閉症のある人たちが図書館を利用し易い人的サービスの積極的なアピール
 - * サービスを本人や関係者に知らせる
 - * 一緒に本を探したり、貸出の手続きをする
 - * 対面朗読 <やさしく読みかえる>
- ☆ 施設などへの出張貸し出し
- ☆ マルチメディア DAISY を利用できる設備

7-7 障害者サービス充実に向けての資料の課題

- ◎ 資料製作能力をつける
 - ☆ 多様な資料を製作できる能力をつける。<DAISY、さわる絵本・布の絵本、拡大文字本など>
 - ☆ 製作グループの横の連携を作っていく。(限られた人的資源の有効活用：製作着手情報の共有)
- ◎ 資料の共有化及びその活用をはかる
 - ☆ 資料の共通検索システムの構築&相互貸借システムの構築（公共・学校図書館・文庫を含む）
 - ☆ オンライン利用システムの構築<「サピエ図書館」のようなシステム>

8. 「利用者と資料を結びつける」(サービス方法)

資料・情報と利用者(障害者)を結びつける方法は、利用者一人一人異なる。そのためには図書館が提供するサービス方法の多様性と柔軟性が求められる。

8-1 対面朗読(音訳)サービス

- ① 対面朗読の対象者は視覚障害者だけではない。
⇒ 学習障害者や知的障害者、聴覚障害者、高齢者など、対面朗読が有効な人は多い。
- ② 対面朗読の資料は図書館蔵書だけではない。
⇒ 障害のある利用者が求める資料・情報を「図書館の蔵書に限る」といった枠を設けて制限することがあってはならない。(その利用者にとって極めて必要度が高いものもある。)
⇒ ビジネス支援などにおいて、図書館蔵書以外の資料・情報を提供するの当然のサービス
- ③ 朗読(音訳)に当たっては、利用者の理解、要望に合わせた音訳を行う。〈やさしく読む、漢字の解、英語のスペルなど〉
- ④ 利用者が必要な時にサービスできるように、音訳者等が待機するようなシステムが望ましい。
- ⑤ 必要に応じて持ち込みの資料・文書などの読み書きの支援も行う。
〈公共機関としての図書館の義務として〉

8-2 郵送貸出サービス

- ◎ 郵送貸出の実施にあたっては、資料利用後の返送方法のこともセットにして検討する必要がある。利用者に負担を強いる制度は利用が長続きしない。郵便局による集荷サービスの実施を依頼する。
- ◎ 郵送料は往復ともに自治体(図書館)が負担することが必要。
⇒ 重度身体障害者には郵送料の割引制度があるが、学習障害者、精神障害者等には割引制度は適用されない。〈自治体負担となる!〉

8-3 自宅配本サービス

- ◎ 自宅に入り込むことになり、利用者や家人のプライバシー、個人情報の保護には最新の注意が必要。
- ◎ 必要に応じて、利用者宅でのよりきめ細かなサービスを展開することも可能となる。
〈対面朗読、読み書き情報支援など〉

8-4 読み書き(代読代筆)情報支援サービス

- ◎ 高齢者や障害者など、読み書きに困難があるために、日常生活情報の摂取に支障をもつ人のために、公的に代読や代筆などの文字情報支援を行うサービス。
 - ★ 図書館だけでなく、公民館や福祉センター、金融機関、鉄道の駅などあらゆる公共機関で取り組むべきもの。
- ◎ 東日本大震災被災地で見えてきた「読み書き支援」の必要性
- ◎ 「読み書き支援」から見えてきた図書館サービスの大きな課題
 - ※ 図書館は「文字の読み書きができる人」のみをサービス対象にしてしまっていたのではないか?
 - ★ 「読み書き」ができないために、自分は図書館とは縁がないと思ってきた人たちにきちんと対応してきただろうか? 気がつかないうちに利用者の切り捨てを行ってきたのではないか?

9. 障害者サービスを始めるために一何から始めるか

9-1 図書館を知ってもらう、図書館に来てもらう

9-1-1 障害者のもとに出かける。

当事者本人・当事者団体・支援グループのもとを尋ねて現状を聞き、図書館として何ができるか、何を求められているか、その可能性を探る。

※ 図書館を信用してもらうことが大切。そのためには継続的な話し合いが不可欠

9-1-2 わかりやすい利用案内を作り、配る

大きな文字、わかりやすい簡潔な文章、図書館が役に立つ、有益なことを知らせる内容の利用案内
⇒ ルビ付き大活字版、LLリライト版、手話・字幕付きビデオ版、など

9-2 図書館にある資料・情報を知ってもらう

★ 市販のLLブック、点字絵本等の購入

★ 資料展示・常設コーナーの設置

☆ LLブック、さわる絵本、布の絵本、

☆ 音声 DAISY・マルチメディア DAISY

☆ 手話・字幕入りビデオ など

◇ 「昔のふるさとの写真展」などを開催すると、図書館に来たことのない高齢者が訪れることが多い。そうした機会を活用する。

9-3 資料を利用・借用するための方策を考える

① 相互貸借するための資料の所蔵機関・情報源の調査

★ 近隣図書館だけでなく、全国の公共図書館、大学図書館、視聴覚障害者情報提供施設、障害児向け子ども文庫（「ふきのとう文庫」「わんぱく文庫」「てんやく絵本 ふれあい文庫」）など

② 「サピエ図書館」の利用

[参考] サピエ図書館

◇ 2010年4月にスタートした「視覚障害者総合情報ネットワークシステム」の略称。

★ 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供する情報提供システム。

★ 全体システムを「サピエ」、図書情報部門を「サピエ図書館」という。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協)が運営

◇ サピエ図書館の概要

◎ 障害者（視覚障害者等）個人でも登録・利用可能

◎ 視覚障害者に限らない。発達障害者などの登録可能

◎ 公共図書館、大学図書館、学校図書館でも登録可能（年会費4万円：公共図書館も100館以上参加）

◎ 提供資料：音声デイジー(4万タイトル)、点字データ(14万タイトル)など。また加盟館の56万タイトル以上の資料がオンラインリクエストで利用が可能。

◇サピエ図書館：ダウンロードサービス

点字データ、音声データ、DAISY データのネットワーク環境を持たない視覚障害者等に対して、図書館が代わってダウンロードし、利用者に提供することも可能。

9-4 資料製作体制・サービス支援体制の整備

- ① 資料製作ボランティアグループとの連携・育成（音訳、点訳、さわる絵本、布の絵本、拡大写本、など）
- ② コミュニケーション支援ボランティアグループとの連携・育成
 - ★ 手引き、手話通訳、点訳、要約筆記、読み書き情報支援（コンピュータ利用支援含む）

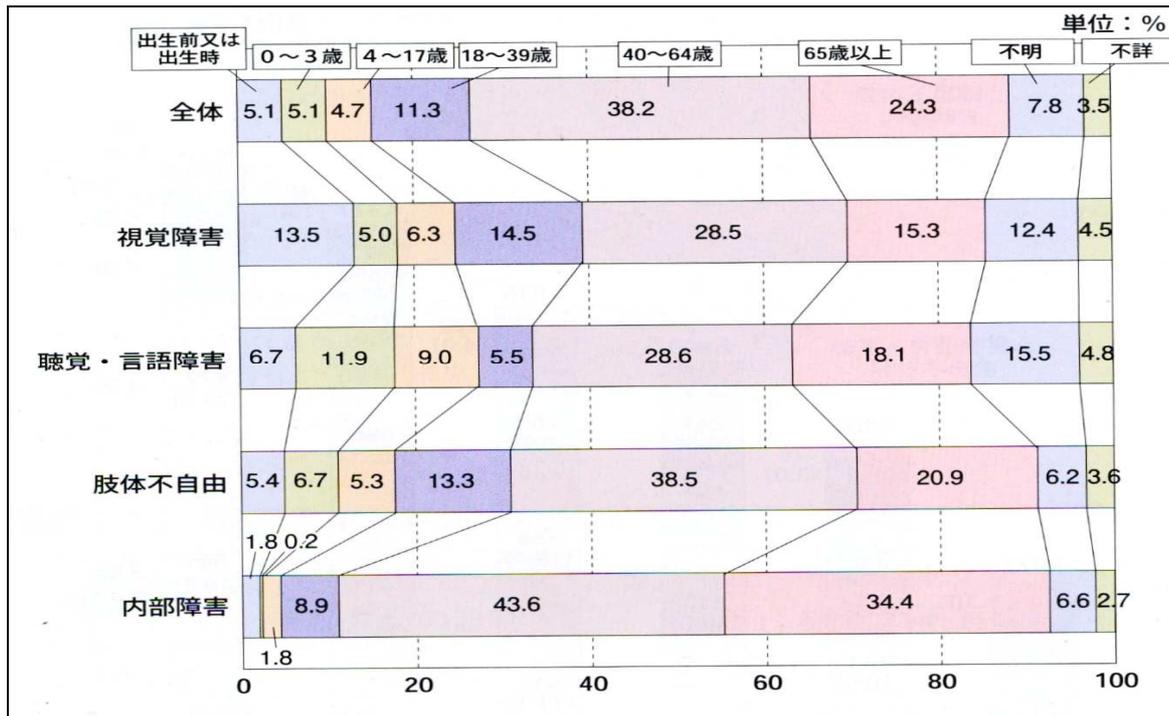
10. おわりにー『障害者サービス』を進める上で忘れてはならないこと

10-1 障害者サービスのための基本的考え方

- (1) 条件整備とサービスの違いを明確にする
- (2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する
- (3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある
- (4) 柔軟で粘り強い対応に心がける
- (5) 利用者の求めるものを迅速・的確に認識する
- (6) <資料の借用と製作><アウトリーチ：外へ出る> <プライベート><プライバシー>が基本
- (7) 「障害者」は特別な人ではない。「障害者サービス」は特別なサービスではない

10-2 障害者問題を考える際に忘れてならないこと

- ① どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民
- ② 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある
- ③ 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する
- ④ 「障害」の等級は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- ⑤ 「障害者」は「障害者手帳」所持者だけではない。<手帳所持者の何倍もの「障害者」がいる>
- ⑥ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。<自分の問題として捉え直す>



【参考】 障害者サービスを深めるための情報源

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」(2007)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaprofp104.html
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」(2005)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」(2001)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のためのIFLA指針」(1997)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifa.html>
- 「障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳)」(2006)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention.html>
- 「障害者の権利に関する条約(川島・長瀬:仮訳)」(2006)
http://www.normanet.ne.jp/~idf/shiryu/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html

<出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム」>